

JBIC/NEXI ガイドライン改訂に係る論点整理についての検討ポイントに対する産業界コメント

平成 20 年 4 月 4 日

(財)エンジニアリング振興協会
日本機械輸出組合
(社)日本プラント協会
(社)日本貿易会

項目及び見直しの必要性についての検討ポイント	検討ポイントへの産業界コメント
<p>(1) 地球環境保全に貢献するプロジェクト支援 < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > 「地球環境保全に貢献するプロジェクトへの支援」というコンセプトと、JBIC / NEXI のガイドラインとを組み合わせることの必要性の有無とその具体的理由、更には具体的な組み合わせのイメージ如何？ 他 ECA またコモンアプローチの対応状況如何？</p>	<p>「地球環境保全に貢献するプロジェクトへの支援」というコンセプト自体は、共に地球環境保全を目的としており、違和感はありません。但し、地球環境保全への貢献は環境社会配慮とは異なる概念である為、プロジェクト実施主体者に求める環境社会配慮確認プロセスとは独立した形で行うべきと思われます。</p>
<p>(2) 採取産業における歳入の透明性（直接に対応する現行条文なし） < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > コモンアプローチまた各 ECA において代表的国際基準として示されていない国際条約、宣言、概念等を、JBIC / NEXI のガイドラインで規定することの必要性の有無とその具体的理由如何？</p>	<p>コモンアプローチまた各 ECA において代表的国際基準として示されていない国際条約、宣言、概念等を、JBIC / NEXI のガイドラインで規定・参照することは、本邦企業による OECD 加盟国企業との公平・対等な競争を阻害し、イコール・フットイングの原則が確保されなくなる虞がある為、問題があると考えております。 また、コモンアプローチは競合関係にある OECD 加盟国の共通規範であり、基本的にコモンアプローチをベースにすべきと考えます。</p>
<p>(3) 国際的基準の取扱いの明確化 < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > コモンアプローチとの関係において現行の JBIC / NEXI ガイドライン規定でも矛盾はしない内容を、改訂することの必要性の有無とその具体的理由如何？ 世銀 O P 及び I F C パフォーマンススタンダードなど国際基準の“ベンチマークとして参照”の JBIC / NEXI における運用状況如何？</p>	<p>内容が明確化し、利便性が向上するのであれば、改訂は必要と考えますが、具体的改訂案について OECD 加盟国企業との公平・対等な競争が阻害されることがないかとの観点から、個別に検討の上判断すべきと思われます。</p>

<p>(4) 参照すべき国際的基準の明確化 < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > コモンアプローチとの関係において現行の JBIC / NEXI ガイドライン規定でも矛盾はしない内容を、改訂することの必要性の有無とその具体的理由如何？（検討ポイント 3 に同じ） 世銀 OP 及び IFC パフォーマンススタンダードについての JBIC / NEXI における参照状況如何？</p>	<p>内容が明確化し、利便性が向上するのであれば、改訂は必要と考えますが、具体的改訂案について OECD 加盟国企業との公平・対等な競争が阻害されることがないかとの観点から、個別に検討の上判断すべきと思われます。</p>
<p>(5) 環境審査に係わる保険種 < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > JBIC / NEXI が環境社会配慮確認の対象とする案件範囲は如何なる形での明確化が望ましいか？</p>	<p>対象となる案件範囲はわかり易く示されるべきであり、不明瞭な記載については改訂すべきと思われます。例えば、対象保険種を「別紙に掲げる」として別紙対応とするのも一案と思います。</p>
<p>(6) 人権状況の把握 < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > 当該国における全般的な自由権、社会権を JBIC / NEXI 環境社会配慮確認の対象とすることの必要性の有無とその具体的理由如何？ プロジェクト実施者が直接には対応しきれないと思われる事象を JBIC / NEXI が要求することの必要性また実効性の有無とその具体的理由如何？ 他 ECA またコモンアプローチの対応状況如何？</p>	<p>全般的な自由権、社会権は、JBIC/NEXI の一公的金融・保険機関が対処すべきものではなく、外交政策上の対応となることと考えます。また、環境社会配慮はプロジェクト実施主体が当該国の法令に従って実施し、JBIC/NEXI はパイの公的機関としてその実施状況を確認する立場となりますが、個別プロジェクトとは因果関係の無いプロジェクト実施国における全般的な自由権、社会権を JBIC/NEXI の環境社会配慮確認の対象とすることには無理があると考えます。 また、自由権、社会権は定義や見方により曖昧な概念であり、これを取入れることにより審査に時間を要する可能性も考えられ、迅速な決定にも影響を与えます。JBIC/NEXI コメントにあるように、個々のプロジェクト実施主体が明らかに侵害しているときは、個別に確認・対応するという運用で十分と考えます。 JBIC/NEXI が環境社会配慮を求めるのは、プロジェクト実施主体が自ら具体的に対応することが可能な事象に限定すべきであり、プロジェクト実施者が直接には対応しきれない事象（例、第三者の活動に起因する事象等）への対応を要求することは妥当ではなく、仮に要求したとしても実効性はないと考えます。</p>
<p>(7) 社会配慮基準に関する態度 < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > コモンアプローチまた各 ECA において代表的国際基準として示されていない国際条約、宣言、概念等を、JBIC / NEXI のガイドラインで規定することの必要性の有無とその具体的理由如何？（検討ポイント 2 に同じ）</p>	<p>コモンアプローチまた各 ECA において代表的国際基準として示されていない国際条約、宣言、概念等を、JBIC / NEXI のガイドラインで規定・参照することは、本邦企業による OECD 加盟国企業との公平・対等な競争を阻害し、イコール・フットイングの原則が確保されなくなる虞がある為、問題があると考えております。</p>

<p>(8) 発展途上国以外で実施されるプロジェクト < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > 条文が不明確なために、取扱いが混乱するおそれがある場合のガイドライン改訂の必要性の有無とその具体的理由如何？ 他 ECA またコモンアプローチの対応状況如何？</p>	<p>ガイドラインの条文は可能な限り明瞭であるべきであり、取扱いが混乱するおそれがある不明確な条文については当然改訂すべきと思われます。</p>
<p>(9) カテゴリ B プロジェクトのレビュー内容 < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > 条文が不明確なために、取扱いが混乱するおそれがある場合のガイドライン改訂の必要性の有無とその具体的理由如何？ (検討ポイント 8 に同じ) 他 ECA またコモンアプローチの対応状況如何？</p>	<p>ガイドラインの条文は可能な限り明瞭であるべきであり、取扱いが混乱するおそれがある不明確な条文については当然改訂すべきと思われます。</p>
<p>(10) スクリーニング終了後の情報公開の内容 < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > 情報公開の責任について、事業者、JBIC / NEXI 各々が負う具体的な範囲、内容如何？ JBIC / NEXI が、事業者が当該国法令等で不要であることから公開していない文書、情報等を公開せしめることの実効性の有無とその具体的如何？ 上記検討ポイント に関連し、借入人等 / 輸出者等からの公開を前提とした文書 / 情報の提供依頼に対し、事業者の側が商業上の機密を理由にこれを断った場合の実効性如何？また、借入人等 / 輸出者等自ら商業上の機密を理由に公開を断った場合の実効性如何？ JBIC / NEXI ガイドラインに規定する “ 環境社会配慮に関する主要な文書 ” の具体的内容如何？</p>	<p>事業者は、所在国の法令に基づき当該国の国民に対する情報公開の責任を負い、JBIC/NEXI は政府系金融機関として環境社会配慮の為のガイドラインを含む関連法規に基づき国民に対する情報公開義務を負っていると了解しております。 対象となる情報が、一般的に国際的基準においても公開を求めているものでない限り、実効性には限界があると思われます。 JBIC/NEXI が支援する商業ベースのプロジェクトは厳しい競争に晒されており、商業上の機密また競争関係等に十分な配慮が必要であり、これを理由に事業者、借入人等 / 輸出者等が情報公開を拒んだ場合には実効性には限界があると考えられます。 環境社会配慮に関する主要な文書は、EIA であると了解しております。</p>
<p>(11) スクリーニング終了後の情報公開の方法 < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > 情報公開の責任について、事業者、JBIC / NEXI 各々が負う具体的な範囲、内容如何？ (検討ポイント 10 に同じ) 他 ECA の対応状況如何？</p>	<p>事業者は、所在国の法令に基づき当該国の国民に対する情報公開の責任を負い、JBIC/NEXI は政府系金融機関として環境社会配慮の為のガイドラインを含む関連法規に基づき国民に対する情報公開義務を負っていると了解しております。また、事業者、借入人、輸出者等の商業上の秘密保持また競争関係等に十分な配慮が必要であると考えます。</p>

<p>(12) 融資（保険）契約締結後の情報公開の内容 < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > 情報公開の責任について、事業者、JBIC / NEXI 各々が負う具体的な範囲、内容如何？（検討ポイント 10 に同じ） JBIC / NEXI が、事業者が当該国法令等で不要であることから公開していない文書、情報等を公開せしめることの実効性の有無とその具体的理由如何？（検討ポイント 10 に同じ） 上記検討ポイントに関連し、借入人等 / 輸出者等からの公開を前提とした文書 / 情報の提供依頼に対し、事業者の側が商業上の機密を理由にこれを断った場合の実効性如何？また、借入人等 / 輸出者等自ら商業上の機密を理由に公開を断った場合の実効性如何？（検討ポイント 10 に同じ） 他 ECA の対応状況如何？</p>	<p>事業者は、所在国の法令に基づき当該国の国民に対する情報公開の責任を負い、JBIC/NEXI は政府系金融機関として環境社会配慮の為のガイドラインを含む関連法規に基づき国民に対する情報公開義務を負っていると了解しております。 対象となる情報が、一般的に国際的基準においても公開を求めているものでない限り、実効性には限界があると思われず。 JBIC/NEXI が支援する商業ベースのプロジェクトは厳しい競争に晒されており、商業上の機密また競争関係等に十分な配慮が必要であり、これを理由に事業者、借入人等 / 輸出者等が情報公開を拒んだ場合には実効性には限界があると考えられます。</p>
<p>(13) モニタリングに係る情報公開 < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > 情報公開の責任について、事業者、JBIC / NEXI 各々が負う具体的な範囲、内容如何？（検討ポイント 10 に同じ） JBIC / NEXI が、事業者が当該国法令等で不要であることから公開していない文書、情報等を公開せしめることの実効性の有無とその具体的理由如何？（検討ポイント 10 に同じ） 上記検討ポイントに関連し、借入人等 / 輸出者等からの公開を前提とした文書 / 情報の提供依頼に対し、事業者の側が商業上の機密を理由にこれを断った場合の実効性如何？また、借入人等 / 輸出者等自ら商業上の機密を理由に公開を断った場合の実効性如何？ （検討ポイント 10 に同じ） 他 ECA の対応状況如何？</p>	<p>事業者は、所在国の法令に基づき当該国の国民に対する情報公開の責任を負い、JBIC/NEXI は政府系金融機関として環境社会配慮の為のガイドラインを含む関連法規に基づき国民に対する情報公開義務を負っていると了解しております。 対象となる情報が、一般的に国際的基準においても公開を求めているものでない限り、実効性には限界があると思われず。 JBIC/NEXI が支援する商業ベースのプロジェクトは厳しい競争に晒されており、商業上の機密また競争関係等に十分な配慮が必要であり、これを理由に事業者、借入人等 / 輸出者等が情報公開を拒んだ場合には実効性には限界があると考えられます。</p>
<p>(14) ステークホルダーからの意見への対応 < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > ステークホルダーからの情報・意見への対応について、事業者、JBIC / NEXI 各々が負う具体的な範囲、内容如何？</p>	<p>環境社会配慮は事業者が実施し、JBIC/NEXI はその実施状況を確認する立場にあることから、ステークホルダーからの情報・意見への対応は事業者が行い、JBIC/NEXI は事業者がプロジェクト実施国における法令や手続きに則って適切な対応を行うよう促す立場にあると考えております。</p>

<p>(15) 環境社会配慮審査会の設置 < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > F / S 段階から実質的な事業主体として関与する開発援助実施機関（世銀グループ等）に対し、別事業者の設計・施工案件に対する環境社会配慮の確認を行う JBIC / NEXI の如き E C A の環境社会配慮における役割の違い如何？ F / S・D / D 段階を完了し少なからずは建設着工済の案件の環境社会配慮確認を行うことが多い JBIC / NEXI に対して、常設の第三者機関を以ってして行う具体的な助言の内容如何？また、その具体的理由如何？ 他 ECA またコモンアプローチの対応状況如何？</p>	<p>JBIC/NEXI は、事業者が行う環境社会配慮の実施状況を確認する立場にあり、事業主体として計画段階からプロジェクトに関与する開発援助実施機関とは環境社会配慮における役割は大きく異なっていると考えております。 JBIC/NEXI は事業者が既に環境社会配慮への対応を含めて立案した計画に基づき往々にして着手済のプロジェクトにおける環境社会配慮の実施状況を確認する立場にあることから、第三者機関を常設してプロジェクトの環境審査を行う意義・必要性は見出せず、むしろ審査プロセスが複雑化・長期化し、国際競争に晒され迅速な対応を求められる企業の海外ビジネス展開を阻害されることが懸念されます。 また、関与する範囲の拡大に伴う商業上の秘密保持が困難になることも懸念されます。コモンアプローチでは審査プロセスにおける第三者機関の設置は規定されておりません。又、他 ECA で常設の第三者機関を設置している例は承知しておりません。</p>
<p>(16) 原子力関連：第三者機関の設置 < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > 現行ガイドラインが「必要に応じ、専門家等からなる委員会を設置して、その意見を求める」と規定している上に、原子力関連案件のみ固わかつ常設の第三者機関を設置する必要性・実効性の有無とその具体的理由如何？</p>	<p>原子力関連案件については、安全面について既に行政機関による許認可・審査プロセスが確立しており、JBIC/NEXI による審査プロセスにおいてはそれらの許認可・審査結果を確認すればよく、更に第三者機関を設置して原子力固有の環境影響を審査することは、いたずらに審査プロセスを長期化させるのみと考えます。</p>
<p>(17) 非自発的住民移転 < 再取得価格による補償 > < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > 参照すべき対象としている国際機関基準と同程度の内容そのものを、JBIC / NEXI のガイドラインに逐条で盛り込むことの必要性、実効性の有無とその具体的理由如何？ 他 ECA またコモンアプローチの対応状況如何？</p>	<p>ガイドラインにおいて参照すべき対象としている国際的基準は、環境変化に応じ改訂が加えられていくものであり、その内容そのものを逐条で盛り込む必要はないと考えます。又、ガイドラインに直接規定するのではなく、国際的基準を参照する形を採る事で、個別案件毎の異なる事情に応じた柔軟な対応が可能となる枠組みとなっており、これを踏襲していくべきと考えます。</p>
<p>(17) 非自発的住民移転 < 事前の補償 > < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > 参照すべき対象としている国際機関基準と同程度の内容そのものを、JBIC / NEXI のガイドラインに逐条で盛り込むことの必要性、実効性の有無とその具体的理由如何？ (検討ポイント 17 に同じ) 他 ECA またコモンアプローチの対応状況如何？</p>	<p>ガイドラインにおいて参照すべき対象としている国際的基準は、環境変化に応じ改訂が加えられていくものであり、その内容そのものを逐条で盛り込む必要はないと考えます。又、ガイドラインに直接規定するのではなく、国際的基準を参照する形を採る事で、個別案件毎の異なる事情に応じた柔軟な対応が可能となる枠組みとなっており、これを踏襲していくべきと考えます。</p>

<p>(17) 非自発的住民移転< 移転・補償合意文書 > < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > 参照すべき対象としている国際機関基準と同程度の内容そのものを、JBIC / NEXI のガイドラインに逐条で盛り込むことの必要性、実効性の有無とその具体的理由如何？（検討ポイント 17 に同じ） 他 ECA またコモンアプローチの対応状況如何？</p>	<p>ガイドラインにおいて参照すべき対象としている国際的基準は、環境変化に応じ改訂が加えられていくものであり、その内容そのものを逐条で盛り込む必要はないと考えます。又、ガイドラインに直接規定するのではなく、国際的基準を参照する形を採る事で、個別案件毎の異なる事情に応じた柔軟な対応が可能となる枠組みとなっており、これを踏襲していくべきと考えます。</p>
<p>(17) 非自発的住民移転< 住民移転計画 > < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > 参照すべき対象としている国際機関基準と同程度の環境社会配慮確認内容を、JBIC / NEXI のガイドラインに逐条で盛り込むことの必要性、実効性の有無とその具体的理由如何？ 他 ECA またコモンアプローチの対応状況如何？</p>	<p>ガイドラインにおいて参照すべき対象としている国際的基準は、環境変化に応じ改訂が加えられていくものであり、その内容そのものを逐条で盛り込む必要はないと考えます。又、ガイドラインに直接規定するのではなく、国際的基準を参照する形を採る事で、個別案件毎の異なる事情に応じた柔軟な対応が可能となる枠組みとなっており、これを踏襲していくべきと考えます。</p>
<p>(17) 非自発的住民移転< 情報公開と協議 > < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > 情報公開の責任について、事業者、JBIC / NEXI 各々が負う具体的な範囲、内容如何？（検討ポイント 10 に同じ） 参照すべき対象としている国際機関基準と同程度の環境社会配慮確認内容を、JBIC / NEXI のガイドラインに逐条で盛り込むことの必要性、実効性の有無とその具体的理由如何？（検討ポイント 17 に同じ） 他 ECA またコモンアプローチの対応状況如何</p>	<p>事業者は、所在国の法令に基づき当該国の国民に対する情報公開の責任を負い、JBIC/NEXI は政府系金融機関として環境社会配慮の為のガイドラインを含む関連法規に基づき国民に対する情報公開義務を負っていると了解しております。 ガイドラインにおいて参照すべき対象としている国際的基準は、環境変化に応じ改訂が加えられていくものであり、その内容そのものを逐条で盛り込む必要はないと考えます。又、ガイドラインに直接規定するのではなく、国際的基準を参照する形を採る事で、個別案件毎の異なる事情に応じた柔軟な対応が可能となる枠組みとなっており、これを踏襲していくべきと考えます。</p>
<p>(17) 非自発的住民移転< 苦情処理メカニズム > < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > 参照すべき対象としている国際機関基準と同程度の環境社会配慮確認内容を、JBIC / NEXI のガイドラインに逐条で盛り込むことの必要性、実効性の有無とその具体的理由如何？（検討ポイント 17 に同じ） 他 ECA またコモンアプローチの対応状況如何</p>	<p>ガイドラインにおいて参照すべき対象としている国際的基準は、環境変化に応じ改訂が加えられていくものであり、その内容そのものを逐条で盛り込む必要はないと考えます。又、ガイドラインに直接規定するのではなく、国際的基準を参照する形を採る事で、個別案件毎の異なる事情に応じた柔軟な対応が可能となる枠組みとなっており、これを踏襲していくべきと考えます。</p>

<p>(17) 非自発的住民移転< 社会的弱者への配慮 > < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > 現行ガイドラインが同等の環境社会配慮確認内容を実質的に規定している内容を、さらに逐条でガイドラインに盛り込むことの必要性、実効性の有無とその具体的理由如何？（検討ポイント 17 に同じ） 他 ECA またコモンアプローチの対応状況如何？</p>	<p>ガイドラインにおいて参照すべき対象としている国際的基準は、環境変化に応じ改訂が加えられていくものであり、その内容そのものを逐条で盛り込む必要はないと考えます。又、ガイドラインに直接規定するのではなく、国際的基準を参照する形を採る事で、個別案件毎の異なる事情に応じた柔軟な対応が可能となる枠組みとなっており、これを踏襲していくべきと考えます。</p>
<p>(18) 先住民族< 依拠すべき国際条約・宣言と基本原則 > < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > 国際法としての拘束力に疑問のある宣言、また、条約を批准していない国に対し、当該宣言、条約、法律を JBIC / NEXI がガイドラインの適用対象として規定することの実効性の有無とその具体的理由如何？ 当該国法令等に則して規定、実施されるべきと考えられる内容について、それらの法令等に定めていない内容であっても JBIC / NEXI がガイドラインで規定し、一律に事業者に要求することの必要性、実効性の有無とその具体的理由如何？ 他 ECA またコモンアプローチの対応状況如何？</p>	<p>国際法としての拘束力に疑問のある宣言や非批准国が多数存在する宣言・条約等を、JBIC / NEXI のガイドラインで規定・参照することは、実効性を伴わない上、本邦企業による OECD 加盟国企業との公平・対等な競争を阻害し、イコール・フットイングの原則が確保されなくなる虞がある為、問題があると考えております。 環境社会配慮は事業者が現地法令に従って実施するものですが、コモンアプローチが定める社会環境配慮における基本的規範に関しては、現地法令に定めがない場合でも JBIC / NEXI がガイドライン規定に沿って事業者に要求することもあると考えます。一方、ガイドラインが参照する国際基準やその他の宣言、条約等で規定されている事項については、特にプロジェクト実施国における法令に規定がない場合、過度に事業者に負担を求めることになりかねず、以って競争力の阻害要因となることも危惧される為、JBIC / NEXI がガイドラインで規定し一律に事業者に要求する必要性はないと考えます。又、ガイドラインに直接規定するのではなく、国際的基準等を参照する形を採ることで、個別案件毎の異なる事情に応じた柔軟な対応が可能となる枠組みとなっており、これを踏襲していくべきと考えます。</p>
<p>(19) 労働状況 < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > 参照すべき国際的基準、条約、宣言あるいはグッドプラクティスとして E C A 間では明示的に認知されていない基準等を、JBIC / NEXI がガイドラインで規定することの必要性、実効性の有無とその具体的理由如何？</p>	<p>ECA 間で明示的に認知されていない基準等を、JBIC / NEXI のガイドラインで規定・参照することは、実効性を伴わない上、本邦企業による OECD 加盟国企業との公平・対等な競争を阻害し、イコール・フットイングの原則が確保されなくなる虞がある為、問題があると考えております。</p>

<p>(20) 原子力関連：求められる要件 < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > 現行ガイドラインが「プロジェクトの特性に応じた適切な環境社会配慮が行われていることを原則」とし、また「調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的影響のみならず、合理的と考えられる範囲で、派生的・二次的な影響、累積的影響を含む」と規定し、各セクター案件毎に確認している上に、原子力関連案件を固有の環境社会配慮要件を規定する必要性・実効性の有無とその具体的理由如何？ 他 ECA またコモンアプローチの対応状況如何？</p>	<p>原子力関連案件については、安全面について既に行政機関による許認可・審査プロセスが確立しており、JBIC/NEXI による審査プロセスにおいてはそれらの許認可・審査結果を確認すればよく、ガイドラインにおいて原子力関連における固有の環境社会配慮要件を規定する必要性はないと考えます。 また、JBIC/NEXI はプロジェクトの特性に応じた適切な環境社会配慮が行われることを確認しており、特定セクターにのみ固有の要件を設ける必然性が見出せないと考えます。 コモンアプローチでは原子力関連案件の要件に関し具体的な規定はなく、商業上の機密保持、競争関係の観点からも、原子力関連案件固有の要件を設けることには賛同致しかねます。</p>
<p>(21) 原子力関連：協議と情報公開 < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > 現行ガイドラインが「プロジェクトの特性に応じた適切な環境社会配慮が行われていることを原則」とし、「特に、環境に与える影響が大きいと考えられるプロジェクトについては、プロジェクト計画の代替案を検討するような早期の段階から、情報が公開された上で、地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、そのプロジェクト内容に反映されていること(を確認する。)」と規定している上に、原子力関連案件を固有の情報公開要件を規定する必要性・実効性の有無とその具体的理由如何？ 他 ECA またコモンアプローチの対応状況如何？</p>	<p>原子力関連案件については、安全面について既に行政機関による許認可・審査プロセスが確立しており、JBIC/NEXI による審査プロセスにおいてはそれらの許認可・審査結果を確認すればよく、ガイドラインにおいて原子力関連における固有の情報公開要件を規定する必要性はないと考えます。 また、JBIC/NEXI はプロジェクトの特性に応じた適切な環境社会配慮が行われることを確認しており、特定セクターにのみ固有の要件を設ける必然性が見出せないと考えます。 コモンアプローチでは原子力関連案件の要件に関し具体的な規定はなく、商業上の機密保持、競争関係の観点からも、原子力関連案件固有の情報公開要件を設けることには賛同致しかねます。</p>
<p>(22) 地域住民等との協議 < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > 当該国法令等に則して規定、実施されるべきと考えられる内容について、それら法令等に定めていない内容であっても JBIC / NEXI がガイドラインで規定し、一律に事業者に要求することの必要性、実効性の有無とその具体的理由如何？（検討ポイント 18 に同じ）</p>	<p>環境社会配慮は事業者が現地法令に従って実施するものですが、コモンアプローチが定める社会環境配慮における基本的規範に関しては、現地法令に定めがない場合でも JBIC / NEXI がガイドライン規定に沿って事業者に要求することもあると考えます。一方、ガイドラインが参照する国際基準やその他の宣言、条約等で規定されている事項については、特にプロジェクト実施国における法令に規定がない場合、過度に事業者に負担を求めることになりかねず、以って競争力の阻害要因となることも危惧される為、JBIC / NEXI がガイドラインに規定し一律に事業者に要求する必要性はないと考えます。又、ガイドラインに直接規定するのではなく、国際的基準等を参照する形を採ることで、個別案件毎の異なる事情に応じた柔軟な対応が可能となる枠組みとなっており、これを踏襲していくべきと考えます。</p>

<p>(23) 社会的合意の形成 < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > 当該国法令等に則して規定、実施されるべきと考えられる内容について、それら法令等に定めていない内容であっても JBIC / NEXI がガイドラインで規定し、一律に事業者に要求することの必要性、実効性の有無とその具体的理由如何？（検討ポイント 18 に同じ）</p>	<p>環境社会配慮は事業者が現地法令に従って実施するものですが、コモンアプローチが定める社会環境配慮における基本的規範に関しては、現地法令に定めがない場合でも JBIC / NEXI がガイドライン規定に沿って事業者にも要求することもあると考えます。一方、ガイドラインが参照する国際基準やその他の宣言、条約等で規定されている事項については、特にプロジェクト実施国における法令に規定がない場合、過度に事業者に負担を求めることになりかねず、以って競争力の阻害要因となることも危惧される為、JBIC / NEXI がガイドラインに規定し一律に事業者にも要求する必要性はないと考えます。又、ガイドラインに直接規定するのではなく、国際的基準等を参照する形を採ることで、個別案件毎の異なる事情に応じた柔軟な対応が可能となる枠組みとなっており、これを踏襲していくべきと考えます。</p>
<p>(24) 原子力発電関連：セクターの例示 (1)影響を及ぼしやすいセクター 以下に示すセクターのうち大規模なもの < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > コモンアプローチが明示した内容（含む改定結果）につき、現行 JBIC / NEXI ガイドライン上矛盾はないものも、改めて明定する必要性の有無とその具体的理由如何？</p>	<p>内容が明確化し、利便性が向上するのであれば、検討は必要と考えます。</p>
<p>(25) 異議申立期間に関する情報公開（直接に対応する現行条文なし(*)） < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > 異議申立期間が商業上の秘密に当たる具体的な理由如何？ 他 ECA またコモンアプローチの対応状況如何？</p>	<p>異議申立期間は、融資契約締結から貸出が終了するまで、乃至保険契約締結から資金等供給が終了するまでの期間となりますが、これは JBIC との融資契約及び NEXI との保険契約上の機密事項に該当します。</p>
<p>(26) 案件発掘・形成調査、および輸入・投資事業化等促進調査結果の公開（直接に対応する現行条文なし） < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > 商業上の守秘義務との関係における当該調査の性格如何？</p>	<p>案件発掘・形成調査および輸入・投資事業化等促進調査は、将来のビジネスに繋がるもので秘匿性が極めて高く非公開を原則として行われており、その結果を公開することは制度の主旨からしても不可能であると考えられます。</p>